

自動車の水没による車中死の防止対策に関する質問主意書

提出者
丸山穂高

自動車の水没による車中死の防止対策に関する質問主意書

今秋の台風第十九号、台風第二十一号は各地に大きな被害を及ぼした。令和元年十一月十二日の毎日新聞朝刊によると、これらの台風で亡くなられた百三名のうち、水害の犠牲者は七十二人、中でも車中での死者が三十人を占めると報じ、車内に閉じ込められる危険性が改めて認識されることになった。

平成二十三年三月十一日の東日本大震災においても、津波により車中で多くの方が被害に遭われている。

一方で、東日本大震災の被災者に対し内閣府等が行った「平成二十三年度東日本大震災における避難行動等に関する面接調査」によると、五割強が自動車による避難を行い、「実際に車によって避難が成功した」

（平成二十七年三月二十七日参議院東日本大震災特別委員会における松本洋平内閣府大臣政務官答弁）地域もあり、これらの結果を踏まえて平成二十三年十二月二十七日の中央防災会議において防災基本計画が修正され、津波発生時の避難は原則徒歩とするものの、やむを得ない場合には自動車による避難が認められるようになった。洪水時等においても、徒歩によって避難することが難しい高齢者、身体障害者等は自動車による避難に頼らざるを得ない場合があるが、洪水時等における運転の危険性や脱出方法については十分に認識されていない。

車両は冠水した道路への進入や河川への転落が起きた場合、浸水によりエンジンが停止し、ドアは車外からの水圧がかかるため、内側からの人力による開放が困難となる。パワーウィンドウは、エンジン停止後も動く可能性があるものの、冠水状況によってはエンジンの停止と同時又は先に動作不能となる可能性もある。

このように、自動車の水没時は脱出が困難な状況が生じる可能性があり、自動車メーカーは、被災状況が様々であることなどから、エンジンや電装品の作動可能水位の公表はしていないものの、自動車用緊急脱出支援用具として窓ガラスの破砕用ハンマーを取り扱っている。なお、車のグレードによっては、パワーウィンドウではなく、手動のレギュレータハンドルによる窓の開閉が可能となっている。

自動車による避難の実態を鑑みると、窓ガラスの破砕用ハンマーの普及を図る必要があると考えるが、自動車からの緊急脱出に使用可能な装置は道路運送車両法の保安基準の対象装置に含まれず、窓ガラスの破砕用ハンマーの備付け等は義務付けられていないなど、政府としての車中死への具体的な対策は見られないのが現状である。

従って、次の事項について質問する。

一 水没による車中死が続発したが、洪水時の自動車での避難について政府はどう捉えているか。また、政府は自動車の水没時の脱出方法について、国民に周知してきたか、詳細を示されたい。

二 自動車の水没時に用いる窓ガラスの破碎用ハンマー（発煙筒先端にハンマー付属の物を含む）等の自動車からの緊急脱出に使用可能な装置や手動のレギュレータハンドルは、個別の販売にとどまっている。水没による車中死が続発したことから、自動車からの緊急脱出に使用可能な装置を保安基準の対象装置に追加し、道路運送車両の保安基準において窓ガラスの破碎用ハンマーの備付け等を規定すべきではないか、政府の見解を問う。

三 道路の冠水について、道路管理者による通行止めが間に合わず水没事故が生じた事例があると聞く。夜間を含め、豪雨による視界不良時の自動車の水没を防ぐには、冠水情報の提供が重要である。各自治体の水害ハザードマップや道路管理者による道路冠水想定箇所等のリスク情報をカーナビゲーションシステム等に反映させるためのオープンデータ化を進めることで、水没を防げる可能性が高まると考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。